

当院は院外処方において 一般名処方を推奨しています

当院では、後発医薬品の使用促進をはかるとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しており、一般名処方を推奨しています。

一般名処方により、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ別のメーカーのお薬が選択でき、必要なお薬が提供しやすくなります。

後発医薬品があるお薬については、説明の上、一般名で処方する場合があります。

また、長期収載品（先発品）について、医療上の必要性があると認められない場合には、患者さんの希望を踏まえて長期収載品（先発品）の処方を行った際に、選定療養の対象となることがあります。

ご理解ご協力のほどお願いいたします。



※一般名処方とは、院外処方せん交付時に、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」のみを処方せんに記載することです。